



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 平成30年3月1日より健康保険料率・介護保険料率が変わります

### ● 健康保険料率

平成30年2月までの保険料率

1000分の100.4

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000分の50.2 〕



平成30年3月1日からの保険料率

1000分の100

〔 本人・会社負担分それぞれ  
1000分の50 〕

### ● 介護保険料率

平成30年2月までの保険料率

1000分の16.5



平成30年3月1日からの保険料率

1000分の15.7

介護保険に該当（40歳～64歳）の方は、健康保険と介護保険を合わせて

1000分の115.7（本人・会社負担分それぞれ 1000分の57.85）となります。

※ 平成30年3月1日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。

給与では保険料の当月引（3月分給与より）、翌月引（4月分給与より）の会社がある

ため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料額一覧表をお渡ししますので、

ご確認下さい。

## ● 社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）の保険料の徴収について

	事由	徴収する期間	保険料の徴収 ○=徴収する ×=徴収しない		
			健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
給 与	入社（取得）時	入社（取得）した月 より徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○（40歳～64歳）
	退職（喪失）時	退職日の翌日（喪失 日）の属する月の 前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○	○	○（40歳～64歳）
				(例)5/31 退職(6/1 喪失)の場合→ 5月分まで徴収 5/30 退職(5/31 喪失)の場合→ 4月分まで徴収	
	40歳に 達したとき (介護保険料 の徴収開始)	40歳の誕生日の前 日の属する月より 徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
○			○	○	
			(例)6/1 が誕生日の場合→5月分から介護保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→6月分から介護保険料徴収		
65歳に 達したとき (介護保険料 の徴収終了)	65歳の誕生日の前 日（喪失日）の属す る月の前月まで 徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	
		○	○	×	
			(例)6/1 が誕生日の場合→4月分まで介護保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→5月分まで介護保険料徴収		
70歳に 達したとき (厚年保険料 の徴収終了)	70歳の誕生日の前 日（喪失日）の属す る月の前月まで 徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	
		○	×	×	
			(例)6/1 が誕生日の場合→4月分まで厚年保険料徴収 6/2 が誕生日の場合→5月分まで厚年保険料徴収		

	75歳に達したとき (健康保険料の徴収終了)	75歳の誕生日(喪失日)の属する月の前月まで徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			×	×	×
			(例)5/31が誕生日の場合→4月分まで健康保険料徴収 6/1が誕生日の場合→5月分まで健康保険料徴収		
賞与	賞与を支給したとき	上記の期間中に支払われる賞与について、その支給額により徴収	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			○ (入社～74歳)	○ (入社～69歳)	○ (40歳～64歳)

●社会保険の保険料の免除

事由		免除する期間	何の保険料を免除するか		
給与	産前産後休業を申し出た時	産前産後休業を開始した月より産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
			(例) 3/1～5/31まで産前産後休業の場合 →3月分より5月分まで免除されます。 2/28～5/30まで産前産後休業の場合 →2月分より4月分まで免除されます。		
給与	育児休業を申し出た時	育児休業を開始した月より育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
			(例)5/1～10/31まで育児休業の場合 →5月分より10月分まで免除されます。 4/30～10/30まで育児休業の場合 →4月分より9月分まで免除されます。		
賞与	産前産後休業・育児休業を申し出た時	上記の免除期間中に支払われる賞与は免除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料
			免除	免除	免除
給与・賞与	介護休業を申し出たとき	免除されない	産前産後休業・育児休業では免除がありますが、 <u>介護休業には免除制度がありません。</u>		

●雇用保険の保険料の免除

給与・賞与	64歳に達したとき (誕生日の前日が達した日となります)	64歳に達した後最初の保険年度の初日(4月1日)より、退職日まで免除されます。	昭和29年4月1日以前生まれの方は、 平成30年4月1日(4月分)より免除されます。 *平成32年3月31日で免除制度は終了する予定です
-------	---------------------------------	---	--

※社会保険の保険料の徴収・免除について、原則は翌月引きですので翌月分給与より徴収、免除しますが、会社によっては当月より徴収、免除される会社もありますので、給与月で上記の表に当てはめると相違する場合があります。

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。